

野鳥の鳥インフルエンザ検査（病原性）の結果について

1 概要

令和8年2月24日(火)に矢吹町西長峰地内において発生した死亡野鳥（オオハクチョウ1羽）について、環境省において病原性検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出されましたのでお知らせします。

今シーズンの野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生は2例目となります。

番号	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	病原性等検査結果	監視重点区域指定状況
1	矢吹町西長峰地内	オオハクチョウ 1羽	2/24	実施なし	実施なし	2/27 H5 亜型 (高病原性)	2/27 指定

2 対応

- 当該死亡野鳥が発見された場所を起点にして、半径 10km の地域及び県内の主な飛来地において、引き続き野鳥の監視を強化してまいります。
(期間：死亡個体の回収日の次の日から28日間（3月24日（火）の24時まで）)

3 留意事項

- 鳥インフルエンザウイルスは、通常では人には感染しないと考えられています。
冷静な行動や以下の対応をお願いします。
 - ◇死亡した野鳥などは、素手で触らない。
 - ◇野鳥の排泄物等に触れてしまった後には、手洗い、うがいをする。
 - ◇野鳥に近づきすぎない、特に靴で糞を踏まない。
 - ◇不用意に野鳥を追い立てたり、捕まえない。
 - ◇同じ場所でたくさんの野鳥などが死んでいた場合、県や市町村に連絡する。
- 野鳥の扱いや相談窓口については自然保護課ホームページをご覧ください。